

生駒市条例第16号

生駒市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月11日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第29条の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第7条の3第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第8条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第12条の2中第25項を第26項とし、第24項を第25項とし、第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第8条の改正規定 令和4年1月1日

(2) 第14条第2項及び第29条の3第1項の改正規定並びに附則第7条の

3 第 1 項の改正規定並びに次条の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(3) 附則第 1 2 条の 2 中第 2 5 項を第 2 6 項とし、第 2 4 項を第 2 5 項とし、第 2 3 項の次に 1 項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 3 1 号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 改正後の第 1 4 条第 2 項及び第 2 9 条の 3 第 1 項の規定並びに改正後の附則第 7 条の 3 第 1 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。